

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 21 日

山口県日本海海区漁業調整委員会  
会 長 濱 本 幾 男

1 指示する内容

(1) 採捕の制限

漁業において火船（集魚灯の設備を有する船舶をいう。）1 隻当たりの集魚灯に使用する発電機の総設備容量は、10 キロワットを超えてはならない。

ただし、漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 1 号に規定する中型まき網漁業並びに山口県漁業調整規則（令和 2 年山口県規則第 46 号）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する小型まき網漁業、同項第 9 号に規定する敷網漁業、同項第 10 号に規定するすくい網漁業及び同項第 16 号に規定する小型いか釣り漁業を除く。

(2) 制限する海域

山口県日本海海区

(3) 指示の有効期間

令和 5 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで